

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

※図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>1 プライマリ・ケアの現状 【現状と課題】</p> <p>1 プライマリ・ケアの現状 【現状と課題】</p>	<p>第8章 在宅医療対策 1 プライマリ・ケアの現状 【現状と課題】</p> <p>第8章 在宅医療対策 1 プライマリ・ケアの現状 【現状と課題】</p>
<p>1 プライマリ・ケアの現状</p> <p>○ 地域住民が健康で安心な生活を送るために、身近な医療機関で適切な医療が受けられ、疾病の継続的な管理や予防のために健康相談等を含めた包括的な医療（プライマリ・ケア）が受けられることが重要です。</p> <p>○ プライマリ・ケアの機能を担うのはかかりつけ医・かかりつけ歯科医であり、医療機関としては地域の診療所（歯科診療所を含む。）が中心になります。</p> <p>○ プライマリ・ケアにおいては、診療所の医師がかかりつけ医（歯科医）の役割を担うことが重要ですが、患者の大病院志向を背景として、その普及が進みにくい状況にあります。</p> <p>○ 診療所のうち一般診療所は毎年増加していますが、歯科診療所は平成30年から減少しています。また、一般診療所のうち有床診療所は毎年減少しています。（表8-1-1）</p> <p>○ 診療所を受診する外来患者の総数は、病院の外来患者よりも多くなっています。（表8-1-2）</p> <p>○ 医薬分業の推進と地域住民による主体的な健康維持増進を支援する健康サポート薬局制度の創設などにより、かかりつけ薬剤師・薬局の果たす役割も大きくなっています。</p>	<p>1 プライマリ・ケアの現状</p> <p>○ 地域住民が健康で安心な生活を送るために、身近な医療機関で適切な医療が受けられ、疾病の継続的な管理や予防のために健康相談等を含めた包括的な医療（プライマリ・ケア）が受けられることが重要です。</p> <p>○ プライマリ・ケアの機能を担うのはかかりつけ医・かかりつけ歯科医であり、医療機関としては地城の診療所（歯科診療所を含む。）が中心になります。</p> <p>○ プライマリ・ケアにおいては、診療器の開発等により、在宅医療が多様化、高度化してきています。これに応じることから、この医療機関としては地城の診療所（歯科診療所を含む。）が中心になります。</p> <p>○ 診療所は、一般診療所、歯科診療所とともに毎年増加していますが、一般診療所のうち有床診療所は減少しています。（表8-1-1）</p> <p>○ 診療所を受診する外来患者は、病院の外来患者よりも多くなっています。（表8-1-2）</p> <p>○ 医薬分業の推進と地域住民による主体的な健康維持増進を支援する健康サポート薬局制度の創設などにより、かかりつけ薬剤師・薬局の果たす役割も大きくなっています。</p>

<p>2 プライマリ・ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師（歯科医師）は、臨床研修制度により、保健、医療だけでなく、福祉に係る幅広い知識が求められますので、大学医学部、歯学部の卒前教育から医師臨床研修における教育が重要になります。 ○ 近年の医学の進歩に伴い、プライマリ・ケアで提供される医療は高度化かつ多様化しています。 	<p>2 プライマリ・ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師（歯科医師）は、臨床研修制度により、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を身につけることが必要です。 ○ プライマリ・ケアを推進するためには、診療所では対応できない高度な検査、治療等に応じて、かかりつけ医等を支援する機能が必要です。 ○ 医療機器の共同利用や医療技術の向上に係る研修などを通じて、かかりつけ医等を支援する機能が必要です。 <p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師（歯科医師）は、臨床研修制度により、保健、医療だけでなく、福祉に係る幅広い知識が求められますので、大学医学部、歯学部の卒前教育から医師臨床研修における教育が重要になります。 ○ 近年の医学の進歩に伴い、プライマリ・ケアで提供される医療は高度化かつ多様化しています。
<p>2 プライマリ・ケアの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師（歯科医師）は、保健、医療だけでなく、福祉に係る幅広い知識が求められますので、大学医学部、歯学部の卒前教育から医師臨床研修における教育が重要になります。 ○ 近年の医学の進歩に伴い、プライマリ・ケアで提供される医療は高度化かつ多様化しています。 <p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師（歯科医師）は、保健、医療だけでなく、福祉に係る幅広い知識が求められますので、大学医学部、歯学部の卒前教育から医師臨床研修における教育が重要になります。 ○ 近年の医学の進歩に伴い、プライマリ・ケアで提供される医療は高度化かつ多様化しています。 	<p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師（歯科医師）は、保健、医療だけでなく、福祉に係る幅広い知識が求められますので、大学医学部、歯学部の卒前教育から医師臨床研修における教育が重要になります。 ○ 近年の医学の進歩に伴い、プライマリ・ケアで提供される医療は高度化かつ多様化しています。 <p>【今後の方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町村等と連携を密にし、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の重要性についての啓発を行うなど、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及に努めます。 ○ 医師、歯科医師の研修については、臨床研修病院などと連携し、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を習得するのに必要な指導体制を整備し、その資質の向上を図ります。

表8-1-1 一般診療所、歯科診療所数の推移(令和10月1日現在)

区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
一般有床診療所	512	494	473	449	432	408	384	363	343	324	302	286
一般無床診療所	4,535	4,619	4,646	4,702	4,754	4,851	4,929	4,975	5,035	5,083	5,162	5,215
計	5,047	5,113	5,119	5,151	5,186	5,259	5,313	5,338	5,378	5,407	5,464	5,501
歯科診療所	3,641	3,655	3,666	3,691	3,707	3,707	3,714	3,727	3,757	3,756	3,745	

資料：病院名簿（愛知県保健医療局）

表8-1-2 病院、一般診療所の外来患者数
(単位：万人)

外來患者数 (再掲)	病院			一般診療所		
	総数	通院	往診	医師以外 の訪問	訪問 診療	医師以外 の訪問
うち65歳以上 (再掲)	82.3	81.6	0.1	0.4	0.1	0.1

資料：平成29年患者調査（厚生労働省）
注1：四捨五入により内訳の合計が総数と一致しない。
注2：0.0は0人ではなく、50人未満を表記したもの。

用語の解説

- プライマリ・ケア
家庭や地域社会の状況を考慮し、個々の患者に起るほとんどの健康問題に責任を持つて対応する医師が、患者と継続的な関係を持ちながら提供する身近で包括的な医療のことをいいます。小児科その他の医療スタッフが連携、協力します。

用語の解説

- プライマリ・ケア
家庭や地域社会の状況を考慮し、個々の患者に起るほとんどの健康問題に責任を持つて対応する医師が、患者と継続的な関係を持ちながら提供する身近で包括的な医療のことをいいます。小児科その他の医療スタッフが連携、協力します。

表8-1-3 病院、一般診療所の外来患者数
(単位：千人)

外來患者数 (再掲)	病院			一般診療所		
	総数	通院	往診	医師以外 の訪問	訪問 診療	医師以外 の訪問
うち65歳以上 (再掲)	85.2	84.1	0.3	0.7	0.1	255.7

資料：平成26年患者調査（厚生労働省）

注1：四捨五入により内訳の合計が総数と一致しない。
注2：0.0は0人ではなく、50人未満を表記したもの。

用語の解説

- プライマリ・ケア
家庭や地域社会の状況を考慮し、個々の患者に起るほとんどの健康問題に責任を持つて対応する医師が、患者と継続的な関係を持ちながら提供する身近で包括的な医療のことをいいます。小児科その他の医療スタッフが連携、協力します。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新		旧	
【現状と課題】		【現状と課題】	
課	題	課	題
2 在宅医療の提供体制の整備		2 在宅医療の提供体制の整備	
1 在宅医療の提供	現 状	1 在宅医療の提供	現 状
○ 複たきりの高齢者や慢性疾患で長期の療養が必要な患者など、主として在宅での適切な医療を必要とする患者が増加しています。		○ 寝たきりの高齢者や慢性疾患で長期の療養が必要な患者など、主として在宅での適切な医療を必要とする患者が増加しています。	
○ 医療技術の進歩や発症早期からのリハビリテーションにより、病院を早期に退院できる患者が増えています。		○ 医療技術の進歩や発症早期からリハビリテーションにより、病院を早期に退院できる患者が増えています。	
○ 医療保険による在宅医療、介護保険による在宅サービスを実施している医療機関は、表8-2-1、表8-2-2、表8-2-3のとおりであり、全ての医療圈において在宅医療等が実施されています。		○ 医療保険による在宅医療、介護保険による在宅サービスを実施している医療機関は、表8-2-1、表8-2-2、表8-2-3のとおりであり、全ての医療圈において在宅医療等が実施されています。	
○ 日常の療養生活を支援するための、訪問診療を提供している医療機関は、平成26(2014)年10月時点において <u>1,201</u> か所となっています。		○ 日常の療養生活を支援するための、訪問診療を提供するための、訪問診療を提供している医療機関は、 <u>平成26(2014)年10月</u> 時点において <u>1,201</u> か所となっています。	
また、歯科医療の面から、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は <u>平成30(2018)年10月</u> 時点において <u>838</u> か所、医薬品の面から、訪問薬剤管理指導を実施する事業所は、 <u>平成30(2018)年1月</u> 現在で <u>3,052</u> か所となっています。		また、歯科医療の面から、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は <u>平成26(2014)年10月</u> 時点において <u>838</u> か所、医薬品の面から、訪問薬剤管理指導を実施する事業所は、 <u>平成30(2018)年1月</u> 現在で <u>3,052</u> か所となっています。	
○ 24時間体制で往診に対応する在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所は、医療を必要とする高齢者が地域で安心して生活するために欠かせないものであり、 <u>金和2(2020)年1月</u> 現在における設置状況は、在宅療養支援病院は <u>50</u> か所、在宅療養支援診療所は <u>824</u> か所となっています。(表8-2-4)		○ 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションの数などの指標のうち、全国水準を下回っているものもあり(表8-2-7)、こうした在宅医療サービスの提供において基盤となる資源をさらに充実させることが必要です。	
また、歯科医療の面から支援する在		○ 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションの数などの指標のうち、全国水準を下回っているものもあり(表8-2-7)、こうした在宅医療サービスの提供において基盤となる資源をさらに充実させることが必要です。	

宅療養支援歯科診療所は、令和2(2020)年1月現在で779か所となっています。(表8-2-5)

- かかりつけ医からの指示により看護師が定期的に家庭訪問し、高齢者や家族の健康状態と介護状況に応じて必要な看護サービスを提供する訪問看護ステーションは、令和2(2020)年1月現在で738か所となっています。(表8-2-6)
- 退院支援から生活の場における支援、急変時の対応、看取りまで、切れ目なく継続して適切な医療が行われるよう、それぞれの場面において、入院医療機関及び在宅医療機関、訪問看護ステーション等の連携が進んでいます。
- 医療の継続性や退院に伴つて新たに生じる問題の対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた支援を行う、退院支援担当者を配置している医療機関は、平成29(2017)年10月時点において166か所となっています。
- 急変時に入院が必要と判断された場合に、24時間の受入れ体制を確保する、在宅療養後方支援病院は、令和2(2020)年1月現在で22か所となっています。

- 患者が住み慣れた自宅で最期を迎えるための、在宅看取りを実施している医療機関は、平成29(2017)年10月時点において266か所となっています。
- また、N I C U等への長期入院の後、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアを自宅で受けながら日常生活を営む小児等の患者も増加しています。

宅療養支援歯科診療所は、令和30(2018)年1月現在で622か所となっています。(表8-2-5)

- 複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを始め、地域市町村を主体とする新しい総合事業との連携による機能強化が必要です。

- 複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを始め、地域市町村を主体とする新しい総合事業との連携による機能強化が必要です。
- かかりつけ医からの指示により看護師が定期的に家庭訪問し、高齢者や家族の健康状態と介護状況に応じて必要な看護サービスを提供する訪問看護ステーションは、平成30(2018)年1月現在で599か所となっています。(表8-2-6)
- 退院支援から生活の場における支援、急変時の対応、看取りまで、切れ目なく継続して適切な医療が行われるよう、それぞれの場面において、入院医療機関及び在宅医療機関、訪問看護ステーション等の連携が進んでいます。
- 医療の継続性や退院に伴つて新たに生じる問題の対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた支援を行う、退院支援担当者を配置している医療機関は、平成26(2014)年10月時点において170か所となっています。
- 急変時に入院が必要と判断された場合に、24時間の受入れ体制を確保する、在宅療養後方支援病院は、令和30(2018)年1月現在で21か所となっています。
- 在宅看取りを行つた自宅で最期を迎えるための、在宅看取りを実施している医療機関は、平成26(2014)年10月時点において251か所となっています。
- また、N I C U等への長期入院の後、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアを自宅で受けながら日常生活を営む小児等の患者も増加しています。

応できる医師等を増加させたための取組を県医師会等と連携していきます。

- なほ、平成20(2008)年3月から運用を開始した「愛知県医療機能情報公表システム」において、地域で在宅医療を提供する医療機関に関する情報をインターネット上で提供しています。
また、県歯科医師会では在宅医療に対応可能な会員医療機関の情報を「訪問歯科診療案内」で、県薬剤師会では「在宅医療受入薬局リスト検索」で提供しています。

2 医療と介護の連携

- 在宅医療の推進には、医療と介護の連携が重要であるため、医師、看護師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員など、医療及び介護に係る様々な職種が互いの専門的知識を活かしながら、連携して患者・家族をサポートしていく体制を構築するための研修会が地域において実施されています。
○ また、県としては、市町村からの相談に對し、助言・指導を行う相談窓口の設置や、市町村職員等を対象とした研修会の開催などにより支援を行っています。

る確保が不可欠であるとともに、福祉や教育との連携が必要です。

応できる医師等を増加させるための取組を県医師会等と連携していきます。

- なお、平成20(2008)年3月から運用を開始した「愛知県医療機能情報公表システム」において、地域で在宅医療を提供する医療機関に関する情報をインターネット上で提供しています。
また、県医師会では在宅医療に可能な会員医療機関の情報を「あいち在宅医療ネット」で、県歯科医師会では「訪問歯科診療案内」で、県薬剤師会では「在宅医療受入薬局リスト」で提供しています。

2 医療と介護の連携

- 在宅医療の推進には、医療と介護の連携が重要であるため、医師、看護師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員など、医療及び介護に係る様々な職種が互いの専門的知識を活かしながら、連携して患者・家族をサポートしていく体制を構築するための研修会が地域において実施されています。

る確保が不可欠であるとともに、福祉や教育との連携が必要です。

応できる医師等を増加させるための取組を県医師会等と連携していきます。

- なほ、平成20(2008)年3月から運用を開始した「愛知県医療機能情報公表システム」において、地域で在宅医療を提供する医療機関に関する情報をインターネット上で提供しています。
また、県医師会では在宅医療に可能な会員医療機関の情報を「あいち在宅医療ネット」で、県歯科医師会では「訪問歯科診療案内」で、県薬剤師会では「在宅医療受入薬局リスト」で提供しています。
- 医療と介護の連携は、医療と介護の連携が重要であるため、医師、看護師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員など、医療及び介護に係る様々な職種が互いの専門的知識を活かしながら、連携して患者・家族をサポートしていく体制を構築するための研修会が地域において実施されています。
- また、県としては、市町村からの相談に對し、助言・指導を行う相談窓口の設置や、市町村職員等を対象とした研修会の開催などにより支援を行っています。
- 市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口の設置や、市町村職員等を対象とした研修会の開催などにより支援を行っています。
- 多職種間で在宅患者の情報をオンタームで共有する、いわゆる在宅医療連携システムは、平成30(2018)年度から県内全ての市町村において導入されていました。

観点からも重要な運用はもとより、市町村間での互換性確保、利活用のさらなる促進のため地域の関係者間で協議を進める必要があります。

観点からも重要な運用はもとより、市町村間での互換性確保、利活用のさらなる促進のため地域の関係者間で協議を進めめる必要があります。

予定です。

います。

3 地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が地域において安心して暮らしができるように、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。
- システムの構築には、医療・介護・福祉の連携が必要であり、地域ににおける地域包括支援センターでは、社会福祉士等専門職が、高齢者からの総合的な相談に対し助言を行うとともに、医療・介護・福祉の必要なサービスをつなぐ役割を果たしています。

3 地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が地域において安心して暮らしができるように、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めています。

- システムの構築には、医療・介護・福祉の連携が必要であり、地域ににおける地域包括支援センターでは、社会福祉士等専門職が、高齢者からの総合的な相談に対し助言を行うとともに、医療・介護・福祉の必要なサービスをつなぐ役割を果たしています。

- 地域包括支援センターは、制度横断的な連携ネットワークを構築して、取組を適切に実施する必要があります。

- システムの構築には、医療・介護・福祉の連携が必要であり、地域ににおける地域包括支援センターでは、社会福祉士等専門職が、高齢者からの総合的な相談に対し助言を行うとともに、医療・介護・福祉の必要なサービスをつなぐ役割を果たしています。

【今後の方策】

- 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション、在宅療養支援歯科診療所、訪問薬剤管理指導を実施する事業所を充実する方策について、医師会等の関係機関と連携し進めています。
- 既存病床数が基準病床数を上回る圏域においては、医療審議会医療体制部会の意見を聞きながら、医療法施行規則第1条の14第7項第1号の診療所として整備を図ります。
該当する診療所名は別表をご覧ください。
- 在宅療養支援歯科診療所については、在宅歯科診療に必要な医療機器等の整備に係る経費の助成等財政的支援に努めます。
- 退院支援を充実させたため、広域的な退院支援ルールの策定を進めます。
- 在宅患者急変時ににおける後方支援病院の確保を進めます。
- 在宅での看取りが可能な体制を確保するため、医療機関における適切な情報提供や相談体制のあり方、本人や家族の意思決定が困難な事例への対応方法など、人生の最終段階における医療提供体制に関する検討を進めます。
- 小児在宅医療に従事する医師等を増加させるための取組を医師会等

- 関係団体と連携し進めています。
- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員、介護衛生士、介護支援専門員、介護福祉士などの関係多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制の構築に取り組む市町村を支援していきます。
 - 市町村が行う、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいを地域において切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築していく取組を支援していきます。
 - 将来の在宅医療に係る需要について、医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、県や市町村の医療・介護担当者等による検討を行っていきます。

関係団体と連携し進めています。

- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員、介護福祉士などの関係多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなつて患者・家族をサポートしていく体制の構築に取り組む市町村を支援していきます。
- 市町村が行う、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいを地域において切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築していく取組を支援していきます。
- 将来の在宅医療に係る需要について、医療サービスと介護サービスが、地域の実情に応じて補完的に提供されるよう、県や市町村の医療・介護担当者等による検討を行っていきます。

【目標】

○ 訪問診療を実施している診療所・病院	1,16施設	(平成30(2018)年度)	→	,85施設	(平成27(2015)年度)	→	1,85施設	(平成27(2015)年度)
○ 在宅療養支援診療所・病院	871施設	(令和2(2020)年1月1日)	→	902施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	902施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 機能強化型在宅療養支援診療所・病院	267施設	(令和2(2020)年1月1日)	→	269施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	269施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 在宅療養後方支援病院	22施設	(令和2(2020)年1月1日)	→	24施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	24施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 24時間体制を取っている訪問看護ステーション	620施設	(令和2(2020)年1月1日)	→	660施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	660施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 機能強化型訪問看護ステーション	30施設	(令和2(2020)年1月1日)	→	25施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	23施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 訪問歯科診療を実施している歯科診療所	1,372施設	(平成30(2018)年度)	→	1,080施設	(平成26(2014)年10月)	→	1,080施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 在宅療養支援歯科診療所	779施設	(令和2(2020)年1月1日)	→	702施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	702施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 訪問薬剤管理指導を実施している事業所	3,178施設	(令和2(2020)年1月1日)	→	3,45施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	3,45施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 退院支援を実施している診療所・病院	105施設	(平成30(2018)年度)	→	168施設	(平成27(2015)年度)	→	168施設	(平成27(2015)年度)
○ 在宅看取りを実施している診療所・病院	552施設	(平成30(2018)年度)	→	724施設	(平成32(2020)年度)	→	724施設	(平成32(2020)年度)

【目標】

○ 訪問診療を実施している診療所・病院	1,503施設	(平成27(2015)年度)	→	1,854施設	(平成27(2015)年度)
○ 在宅療養支援診療所・病院	797施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	902施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 機能強化型在宅療養支援診療所・病院	238施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	269施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 在宅療養後方支援病院	21施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	24施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 24時間体制を取っている訪問看護ステーション	563施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	660施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 機能強化型訪問看護ステーション	22施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	23施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 訪問歯科診療を実施している歯科診療所	838施設	(平成26(2014)年10月)	→	1,080施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 在宅療養支援歯科診療所	628施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	702施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 訪問薬剤管理指導を実施している事業所	3,059施設	(平成30(2018)年1月1日)	→	3,454施設	(平成30(2018)年1月1日)
○ 退院支援を実施している診療所・病院	136施設	(平成27(2015)年度)	→	168施設	(平成27(2015)年度)
○ 在宅看取りを実施している診療所・病院	588施設	(平成27(2015)年度)	→	724施設	(平成32(2020)年度)

用語の解説

用語の解説

- 在宅療養支援病院
在宅で療養している患者に対し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している病院のこと。平成20(2008)年度の診療報酬改定で「半径4km以内に診療所が存在しない」という基準のもと定義されましたが、平成22(2010)年度に基準が緩和され、「許可病床が200床未満の病院」についても認められることになりました。
- 在宅療養支援病院と同様の機能を果たす診療所のことで、平成18(2006)年度の診療報酬改定において定義されました。
- 機能強化型在宅療養病院・診療所
在宅療養支援病院・診療所の施設基準に加え、在宅療養を担当する常勤医師数や、過去1年間の緊急往診実績、看取り実績等の基準を単独でまたは連携する複数の医療機関で備えている病院・診療所として東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 在宅療養後方支援病院
許可病床200床以上の病院で、当該病院を、緊急時に人院を希望する病院としてあらかじめ当該病院に届け出ている患者について緊急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受け入れることができるものとして、平成26(2014)年度診療報酬改定において定義されました。
- 24時間体制を取っている訪問看護ステーション
訪問看護ステーションのうち、電話等により看護に関する意見を求める場合に常に常時対応できる体制を取っている訪問看護ステーション、「24時間体制」、「24時間対応体制」、「24時間連絡体制」の訪問看護ステーション、「24時間対応体制」の訪問看護を行なう体制にある「24時間対応体制」の訪問看護ステーション」として東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 機能強化型訪問看護ステーション
「24時間対応体制の訪問看護ステーション」のうち、ターミナルケア、超・待合重症児・重症度の高い患者の受け入れ、介護保険の居宅介護事業所の設置等といった、機能の高いものとして、東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 在宅療養支援病院
在宅で療養している患者に対し、口腔機能の管理や緊急時の対応等の研修を修了した常勤の歯科医師、歯科衛生士を配置し、歯科医療面から支援する診療所のこと。平成20(2008)年度の診療報酬改定において定義されました。
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所
在宅で療養している患者に対し、医師の指示に基づき薬学的管理指導計画を策定した上で、薬学管理、服薬指導等を行なう保健基局のこと。平成6(1994)年に創設されました。

- 在宅療養支援病院・診療所
在宅で療養している患者に対し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保している病院のこと。平成20(2008)年度の診療報酬改定で「半径4km以内に診療所が存在しない」という基準のもと定義されましたが、平成22(2010)年度に基準が緩和され、「許可病床が200床未満の病院」についても認められることになりました。
- 在宅療養支援診療所
在宅療養支援病院と同様の機能を果たす診療所のことで、平成18(2006)年度の診療報酬改定において定義されました。
- 機能強化型在宅療養病院・診療所
在宅療養支援病院・診療所の施設基準に加え、在宅療養を担当する常勤医師数や、過去1年間の緊急往診実績、看取り実績等の基準を単独でまたは連携する複数の医療機関で備えている病院・診療所として東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 在宅療養後方支援病院
許可病床200床以上の病院で、当該病院を、緊急時に人院を希望する病院としてあらかじめ当該病院に届け出ている患者について緊急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受け入れことができるものとして、平成26(2014)年度診療報酬改定において定義されました。
- 24時間体制を取っている訪問看護ステーション
訪問看護ステーションのうち、電話等により看護に関する意見を求める場合に常に常時対応できる体制を取っている訪問看護ステーション、「24時間体制」、「24時間対応体制」、「24時間連絡体制」の訪問看護ステーション、「24時間対応体制」の訪問看護を行なう体制にある「24時間対応体制」の訪問看護ステーション」として東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 機能強化型訪問看護ステーション
「24時間対応体制の訪問看護ステーション」のうち、ターミナルケア、超・待合重症児・重症度の高い患者の受け入れ、介護保険の居宅介護事業所の設置等といった、機能の高いものとして、東海北陸厚生局へ届出を行っているものを指します。
- 在宅療養支援歯科診療所
在宅で療養している患者に対し、口腔機能の管理や緊急時の対応等の研修を修了した常勤の歯科医師、歯科衛生士を配置し、歯科医療面から支援する診療所のこと。平成20(2008)年度の診療報酬改定において定義されました。

表8-2-1 在宅医療サービスの実施状況（病院・一般診療所）

表8-2-1 在宅型糖尿病の実施状況(病院・診療所)

種類	形狀	外見形狀		固有性質		物理性質		生物性質		栽培管理	
		能動性	発育適性	能動性	発育適性	能動性	発育適性	能動性	発育適性	能動性	発育適性
【網卵】異型虫類											
名古屋型	圓柱型	132	37	28.0%	19	1,736	9	766	22	1,854	
海部型	11	5	45.5%	2	63	1	3	4	240		
尾張東部型	19	6	31.6%	4	238	3	241	-	4	170	
尾張西部型	20	4	20.0%	1	2	2	140	-	-	-	
伊勢半島型	25	10	40.0%	4	133	3	186	3	339		
伊豆半島型	19	8	42.1%	4	147	3	92	3	500		
西三河半島型	18	5	27.0%	3	312	1	252	4	1,018		
西三河半島型	15	5	33.3%	2	114	1	262	1	1,285		
西三河半島型	23	6	34.8%	3	22	2	11	5	810		
東三河半島型	5	5	60.0%	3	77	1	1	3	302		
西三河半島型	37	13	35.6%	5	48	3	500	9	1,512		
西三河半島型	324	104	32.1%	50	2,951	29	2,464	65	8,050		
【粉卵】											
名古屋型	尾張中部型	218	273	12.5%	202	14,581	29	381	31	501	
海部型	214	34	15.9%	21	635	5	40	24	3	38	
尾張東部型	319	40	12.5%	25	971	5	40	8	544		
尾張西部型	337	35	11.3%	26	1,495	6	248	1	95		
尾張半島型	460	59	12.3%	36	2,014	9	151	14	301		
東三河半島型	389	51	13.9%	42	1,573	5	67	5	777		
西三河半島型	275	18	6.5%	15	236	2	11	1	4		
西三河半島型	257	26	10.1%	13	620	4	38	10	14		
西三河半島型	389	48	12.3%	36	1,118	5	6	3	710		
西三河半島型	52	8	11.5%	2	26	1	4	1	2		
西三河半島型	443	57	12.7%	56	1,553	9	234	10	699		

千医療施設調査
動省)は、平成26
の数

女8-2-2 住医療用ビスの実施状況(歯科診療所)

表8-2-2 在宅医療サービスの実施状況（歯科診療所）

在宅医療サービス実施している 名古屋・尾張中部	総数	総数	訪問診療(居宅)			訪問診療(出診)			訪問看護(出診)			訪問看護(居宅)		
			施設数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数	実施件数	施設数
海部	1,531	359	22.9%	228	4,593	242	11,676	114	6,351	126	7,500	86	11,432	86
尾張東部	136	42	30.8%	23	96	31	325	12	154	8	77	9	100	9
尾張西部	230	59	25.7%	43	654	41	2,611	23	1,726	26	1,493	18	1,411	18
尾張北部	315	92	26.7%	38	500	36	1,604	21	2,166	22	500	16	625	16
知多半島	233	85	33.0%	54	642	57	1,722	25	790	28	1,464	19	571	19
西三河北部	171	40	22.6%	18	144	26	365	15	194	11	154	9	142	9
西三河南部	176	33	18.5%	111	222	235	5	93	9	164	8	162	8	162
西三河西部	281	70	24.1%	46	288	43	1,072	18	810	21	178	13	370	13
東三河部	29	21	37.9%	6	25	8	137	2	57	3	12	2	17	2
東三河部	330	75	22.7%	51	262	43	1,397	22	556	22	237	17	391	17
計	3,735	907	24.3%	602	7,595	619	23,627	231	14,052	309	12,345	278	16,564	278

資料：平成 29 年医療施設調査（厚生労働省）
注：「実施件数」は、平成 29 年 3 月 1 日現在

表 8-2-3 診門禁系統管理信導之各事業步數

名口屋、 尾張中宿	海部	尾張 東部	尾張 西部	尾張 北部	知多 半島	西三河		東三河		東濃 南部	東濃 北部	計
						南部東	南部西	北部東	北部西			
1,180	132	215	228	295	242	171	147	230	21	317	3,178	

資料：令和2年1月1日（諺報報酬支拂基準）						
表題：8-2-4 在宅療養支援病院・診療所の 医療報酬支拂基準						
在宅療養支援病院	各医師・看護師	海員	尾張	東部	西部	北
老疾米 支援 病院	22	3	5	3		
在宅療養 支援 診療所	347	32	58	65	8	

第 8-2-5 在毛髮裏支撐齒科修飾物的接觸試驗						
上口 要中間	海 部	尾 長	尾 短	尾 部	北 部	半 尾
3336	29	61	54	86	73	
参考：令和 2 年 1 月 1 日						(診療報酬隨動) 治療

表8-2-5 在宅介護支援科診療所の設置状況		東三河 南	東三河 北	東三河 西	東三河 東	計
各上層	海部	尾張 東部	尾張 西部	尾張 北部	知多 平島	30
尾張中部	29	61	54	86	73	24
306	306	306	306	306	306	779

表8-2-6 訪問看護ステーションの設置状況					
都道府県	設置年	施設数			
		施設	施設	施設	施設
東京都	1994年	25	41	59	59
埼玉県	1997年	347	—	—	50

表8-2-2 在宅医療サービスの実施状況（歯科診療所）

年次	被験者数	在院医療サービス実現度		訪問看護(施設)		居宅医療管理指導 (専門的支援による)							
		総数	無効数	施設数	実現度	施設数	実現度						
全医療責任者	1,590	220	2145	206	2,488	233	2,710	95	3,520	106	4,905	5,592	
医師	135	49	31,058	19	230	24	313	3	594	4	130	2	50
看護師	229	57	24,236	39	347	38	1,245	14	822	23	507	13	368
理学療法士	239	49	21,466	34	227	35	2,435	20	1,563	19	260	10	108
薬剤師	341	97	28,436	57	171	60	430	20	142	27	174	17	131
准看護師	257	70	27,179	46	311	42	587	16	205	23	554	15	275
准理学療法士	175	77	17,48	15	94	21	305	11	145	6	156	3	63
准薬剤師	171	34	19,92	19	81	22	175	7	156	9	88	4	46
西日本医療部	288	73	25,538	55	359	39	836	19	762	11	652	7	271
東日本医療部	339	6	19,58	6	139	6	162	1	4	2	3	2	2
東三河医療部	321	86	19,96	41	120	44	422	16	289	17	166	10	167
計	3,665	862	23,14	538	4,248	584	14,612	238	7,982	246	7,652	148	6,972

注：「実施件数」は、平成26年9月1か月の数
資料：平成26年医療施設調査（厚生労働省）

表 8-2-3 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数

施設名	開院年月日	診療所の設置状況						計
		名医数	受付時間	午前	午後	午前	午後	
東洋病院	平成30年1月1日	128	8:00～17:00	131	206	221	281	138
東洋病院	平成30年1月1日	128	8:00～17:00	131	206	221	281	138

云深區
養

資料一：亞坤，90 年 1 月 1 日（參見新北市兩癌防治母子三連）

表 8-2-6 訪問看護ステーションの設置状況

資料：令和2年1月1日（診療報酬施設基準）

表8-2-7 在宅医療基盤の本県と全国の比較

指標名	全国		愛知県		資料
	人口10万戸)	10.0	人口10万戸)	11.5	
在宅医療支援診療所 診療所数(人口10万戸)	23.1	11.2	28年3月診療報酬施設基準		
病床数(人口10万戸)	0.46	0.46	在宅医療支援診療所 病床数(人口10万戸)	11.2	28年3月診療報酬施設基準
病院数(人口10万戸)※	0.87	0.87	在宅医療支援診療所 病院数(人口10万戸)	23.1	28年3月診療報酬施設基準
病床数(人口10万戸)	46.1	46.1	在宅医療支援診療所 病床数(人口10万戸)	0.37	28年3月診療報酬施設基準
在宅医療支援病院数(人口10万戸)	88.2	88.2	在宅医療支援診療所 病床数(人口10万戸)	88.2	28年3月診療報酬施設基準
在宅医療支援歯科診療所(人口10万戸)	4.79	4.01	在宅医療支援歯科診療所(人口10万戸) 訪問看護ステーション数(人口10万戸)	4.79	28年3月診療報酬施設基準
訪問看護サービス施設・事業所調査 訪問看護サービス施設(人口10万戸)	7.30	7.05	訪問看護ステーション数(人口10万戸) 訪問看護ステーション従業者数(人口10万戸)	7.91	27年介護サービス施設・事業所調査
訪問看護ステーション従業者数(人口10万戸)	51.91	51.17	訪問看護ステーション従業者数(人口10万戸) 保健師(助産師)、看護師、准看護師、准看護師(助産師)、准看護師(助産師)、准看護師(助産師)、准看護師(助産師)	39.59	27年介護サービス施設・事業所調査
保健師(人口10万戸)	0.66	0.48	保健師(人口10万戸) 看護師(人口10万戸)	0.46	27年介護サービス施設・事業所調査
助産師(人口10万戸)	0.61	0.11	助産師(人口10万戸) 准看護師(人口10万戸)	0.02	27年介護サービス施設・事業所調査
看護師(人口10万戸)	28.4	29.5	看護師(人口10万戸) 准看護師(人口10万戸)	22.1	27年介護サービス施設・事業所調査
准看護師(人口10万戸)	2.71	3.15	准看護師(人口10万戸) 准看護師(人口10万戸)	2.06	2.30
理学療法士(人口10万戸)	6.05	6.34	理学療法士(人口10万戸) 作業療法士(人口10万戸)	3.98	4.65
作業療法士(人口10万戸)	2.64	2.01	作業療法士(人口10万戸)	1.81	1.37
麻薬小売業免許取得業者数(人口10万戸)	38.5	35.8	麻薬小売業免許取得業者数(人口10万戸) 訪問看護指導の届出施設数(人口10万戸)	79.9	28年3月診療報酬施設基準
訪問看護指導の届出施設数(人口10万戸)	36.0	38.9	訪問看護指導の届出施設数(人口10万戸) 訪問リハビリテーション専業所数(人口10万戸)	36.0	28年3月診療報酬施設基準
訪問リハビリテーション専業所数(人口10万戸)	3.02	2.38	訪問リハビリテーション専業所数(人口10万戸) 訪問リハビリテーション専業所数(人口10万戸)	3.02	2.38

※ 在宅医療支援病院は「半径4km以内に診療所が存在しないこと」又は許可床数が200床未満の場合に認められるものであるため、本県と全国をその数で比較する際は注意を要する。

※ 在宅医療支援病院は「半径4km以内に診療所が存在しないこと」又は許可床数が200床未満」の場合に認めるものであるため、本県と全国をその数で比較する際は注意を要する。

表8-2-7 在宅医療基盤の本県と全国の比較

指標名	全国		愛知県		資料
	人口10万戸)	10.0	人口10万戸)	11.5	
在宅医療支援診療所 診療所数(人口10万戸)	23.1	11.2	在宅医療支援診療所 診療所数(人口10万戸)	23.1	28年3月診療報酬施設基準
病床数(人口10万戸)	0.46	0.46	在宅医療支援診療所 病床数(人口10万戸)	0.37	28年3月診療報酬施設基準
病院数(人口10万戸)※	0.87	0.87	在宅医療支援診療所 病院数(人口10万戸)	88.2	28年3月診療報酬施設基準
病床数(人口10万戸)	46.1	46.1	在宅医療支援診療所 病床数(人口10万戸)	4.79	28年3月診療報酬施設基準
在宅医療支援歯科診療所(人口10万戸)	88.2	88.2	在宅医療支援歯科診療所(人口10万戸) 訪問看護ステーション数(人口10万戸)	7.91	27年介護サービス施設・事業所調査
在宅医療支援歯科診療所(人口10万戸)	4.79	4.01	訪問看護ステーション数(人口10万戸) 訪問看護ステーション従業者数(人口10万戸)	39.59	27年介護サービス施設・事業所調査
訪問看護サービス調査 訪問看護サービス施設(人口10万戸)	7.30	7.05	訪問看護ステーション従業者数(人口10万戸) 保健師(助産師)、看護師、准看護師、准看護師(助産師)、准看護師(助産師)	39.59	27年介護サービス施設・事業所調査
訪問看護ステーション従業者数(人口10万戸)	51.91	51.17	訪問看護ステーション従業者数(人口10万戸) 准看護師(助産師)、准看護師(助産師)	39.59	27年介護サービス施設・事業所調査
保健師(人口10万戸)	0.66	0.48	保健師(人口10万戸) 看護師(人口10万戸)	0.46	27年介護サービス施設・事業所調査
助産師(人口10万戸)	0.61	0.11	助産師(人口10万戸) 准看護師(人口10万戸)	0.02	27年介護サービス施設・事業所調査
看護師(人口10万戸)	28.4	29.5	看護師(人口10万戸) 准看護師(人口10万戸)	22.1	27年介護サービス施設・事業所調査
准看護師(人口10万戸)	2.71	3.15	准看護師(人口10万戸) 准看護師(人口10万戸)	2.06	2.30
理学療法士(人口10万戸)	6.05	6.34	理学療法士(人口10万戸) 作業療法士(人口10万戸)	3.98	4.65
作業療法士(人口10万戸)	2.64	2.01	作業療法士(人口10万戸)	1.81	1.37
麻薬小売業免許取得業者数(人口10万戸)	38.5	35.8	麻薬小売業免許取得業者数(人口10万戸) 訪問看護指導の届出施設数(人口10万戸)	79.9	28年3月診療報酬施設基準
訪問看護指導の届出施設数(人口10万戸)	36.0	38.9	訪問看護指導の届出施設数(人口10万戸) 訪問リハビリテーション専業所数(人口10万戸)	36.0	28年3月診療報酬施設基準
訪問リハビリテーション専業所数(人口10万戸)	3.02	2.38	訪問リハビリテーション専業所数(人口10万戸) 訪問リハビリテーション専業所数(人口10万戸)	3.02	2.38

	新	旧 (新規)
1 医師確保計画の推進	<p>第9章 保健医療従事者の確保対策</p> <p>医師偏在の問題は、これまでにも対策が講じられてきましたが、未だ解消が図られない状況です。全国的には医師数の増加が図られていますが、偏在対策が十分図られなければ地域の医師不足解消にはつながりません。</p> <p>そこで、地域間の医師偏在の解消等を通じて地域における医療提供体制を確保していくため、令和2（2020）年3月に「愛知県医師確保計画」を策定し、医師確保対策を推進することとしました。</p> <p>なお、詳細な内容については、別冊の「愛知県医師確保計画」に記載しています。</p> <p>（1）計画期間 令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までの4年間（次の計画からは3年間）（令和18（2036）年までに医師偏在是正を達成することを長期的な目標とする）</p> <p>（2）「愛知県医師確保計画」の主な内容 ア 医師少數（多數）区域の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省が定めた算定式により算出した医師偏在指標に基づき、医師少數区域、医師多數区域を2次医療圏単位で設定。国が示した基準に基づき、全国335ある2次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位33.3%を医師多數区域、下位33.3%を医師少數区域とする。 ○ なお、国が定めることとされている医師少數都道府県・医師多數都道府県について、本県は医師少數でも多数でもない都道府県とされている。 	

<愛知県における医師少數区域・医師多數区域>

分類	区分	医師偏在指標	順位	人口(10万)×医師数	順位
	全国	239.8	-	238.6	-
医師多數区域 上位33.3%	尾張東部	332.2	21	312.4	17
	名古屋・尾張中部	284.0	40	276.1	54
	西三河南部西	188.0	136	156.8	244
	知多半島	186.3	143	140.4	285
	尾張西部	184.9	146	176.9	190
医師少數・多數以外の 区域	海部	177.6	167	134.8	288
	西三河北部	176.7	174	147.7	289
	尾張北部	169.8	194	158.3	241
	東三河南部	169.5	197	166.6	220
医師少數区域 下位33.3%	西三河南部東	151.4	259	123.8	311
	東三河北部	148.3	266	119.8	319

<3次医療圏(愛知県)の状況>

分類	区分	医師偏在指標	順位	人口(10万)×医師数	順位
	全国	239.8	-	238.6	-
医師多數都道府県 上位33.9%6(1位～16位)					
医師少數・多數以外の 都道府県 (17位～31位)	愛知県	224.9	27	206.5	37
医師少數都道府県 下位33.3%6(32位～47位)					

イ 医師の確保の方針

(ア) 本県における医師の確保の方針

- 本県には医師多數区域が 2 区域あるため、まずは県内において必要な医師を確保することとし、積極的な医師多數都道府県からの医師の確保は行わないこととする。
- 医師のキャリア形成支援や勤務環境改善に積極的に取組む。

(イ) 2 次医療圏における医師の確保の方針

- 医師少數区域で必要な医師数を確保するため、愛知県地域医療対策協議会における協議結果に基づき、地域枠医師を医師少數区域に優先的に派遣することを基本とすると、今回の計画期間中は、西三河南部東医療圏では重点的な医師の増加は図らない方針、東三河北部医療圏では現状の医療従事医師数を維持する方針とする。
- なお、今後の国における医師の働き方改革に関する議論の状況等を踏まえ、必要に応じて、重点的に医師を確保することができることとする。

ウ 目標医師数

- 医師少數区域の目標医師数は、国のガイドラインに基づき、計画期間中に医師少數区域が計画期間開始時の下位 33.3%の基準を脱するためには要する医師数を、目標医師数として設定する。ただし、東三河北部医療圏は、足元の医師数を目標医師数とする。

区分	医療施設従事医師数(2016.12.31) ①	算定式で算出した数 ②	差引 ②-①	目標医師数 ③	確保すべき 医師数 ③①
西三河南部東	530	553	23	553	23
東三河北部	68	62	△6	68	0

エ 目標医師数を達成するための施策

(ア) 基本的な考え方

- 短期的に効果が得られる施策と、医師確保の効果が得られるまでに時間のかかる長期的な施策を適切に組み合わせることにより、目標医師数を達成するよう施策に取り組む。
- これらの中間組織を実施するため、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用する。

(イ) 今後の主要な施策

- ・短期的に効果が得られる施策
 - …地域枠医師の派遣調整、大学病院等の医療機関に対する地域枠医師以外の医師の派遣要請、キャリア形成プログラムの見直し
- ・長期的な施策
 - …医学部臨時定員増の継続による地域枠医師の養成
 - ・その他の施策
 - …臨床研修医募集定員の配分による医師偏在対策、病院勤務医の勤務環境の整備、女性医師の働きやすい職場環境の整備
- オ 個別の診療科における医師確保計画
- 産科及び小児科については、政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、暫定的な診療科別医師偏在指標を用いて医師偏在対策を検討することとされたため、個別に医師確保計画を策定している。

(3) 愛知県地域医療対策協議会の設置

平成 31（2019）年 4 月から、大学や医師会、病院等の関係者との協議の場として、愛知県地域医療対策協議会を設置しています。これらの関係者と十分な協議を行なながら、実効性のある施策に取り組むこととしています。

また、協議の際には、愛知県医療審議会や愛知県地域医療構想推進委員会、愛知県地域医療支援センターや愛知県医療勤務環境改善支援センター等と連携を図り、それぞれが取り組む施策との整合性を図ることとし、具体的な派遣先医療機関や医師数等については、本県における医療提供体制の構築に関する取組状況を踏まえながら決定することとしています。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新	旧
<p>2 齢科医師、薬剤師</p> <p>【現状と課題】</p> <p>(削除) ※ 「1 医師確保計画の推進」創設による</p> <p>課題 現状 課題</p>	<p>1 医師、歯科医師、薬剤師</p> <p>【現状と課題】</p> <p>課題 現状 課題</p>
<p>1 医師</p> <p>(1) 医師法第6条第3項による医師の届出状況</p> <p>○ 本県を従業地としている医師の届出数(平成28(2016)年12月31日現在)は、16,410人で前回調査の平成26年(2014年)に比べ483人増加しており、そのうち病院及び診療所の医師もそれぞれ増加しています。</p> <p>しかし、人口10万対の医師数を全国と比較すると、医師の届出数は全国251.7人に対し本県218.6人、病院に從事する医師は全国159.4人に対し本県136.3人、診療所に從事する医師は全国80.7人に対し本県71.5人といずれも下回っています。(表9-1-1)</p> <p>○ 医療圏別の人日10万対の医師数をみると、名古屋・尾張中部医療圏(292.3人)及び尾張東部医療圏(393.4人)は県数値を大きく上回っていますが、他の9医療圏では県数値を下回っています。(表9-1-2)</p> <p>(2) 医師の養成</p> <p>○ 本県では4大学に医学部が設置されており、入学定員は444人となっています。(表9-1-3)</p> <p>○ 国においては、平成16(2004)年4月から、医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力を習得させることを基本理念とする新たな臨床研修(2年)が必</p>	<p>1 医師、歯科医師、薬剤師</p> <p>第9章</p>

修化されました。

- 本県では、56施設(平成28(2016)年4月1日現在)が臨床研修病院に指定されており、平成28(2016)年度に採用された研修医数は466人となっています。

(表9-1-4)

- 平成30(2018)年度から19の診療領域による新たな専門医制度が、第三者機関の一般社団法人日本専門医機構の所管により開始されます。

- 新たな専門医制度では、構成される地域医療関係者により構成される地域医療支援センター運営委員会における協議を踏まえ、医師の地域偏在及び診療科の偏在の拡大を招くことがないように努める必要があります。

(3) 病院勤務医の不足の問題

- 本県においては、平成29(2017)年6月末現在、県内323病院中20.1%にあたる65病院で医師不足のために診療制限が行われております。引き続き深刻な影響が生じています。(表9-1-5)

- 全ての医療圈において診療制限が行われています。また、都市部の名古屋・尾張中部医療圏においても、診療制限を行っている病院が相当数(132病院中22病院)にのぼっています。(表9-1-5)
- この病院勤務医の不足の原因として、

- ・ 平成16(2004)年4月から始まった「新医師臨床研修制度」による大学医学部の医師派遣機能の低下
- ・ 夜間・休日ににおける患者の集中などによる病院勤務医の過重労働
- ・ 女性医師の出産・育児等による離職
- ・ 産科などの診療科における訴訟リスクに対する懸念
- ・ 医療の高度化・専門化による、総合医のような幅広く診ることのできる医

<p>師の不足</p> <p>などの問題が指摘されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、医学部の入学定員を平成19(2007)年度の7,625人から平成29(2017)年度には9,420人まで増員させており、本県4大学の医学部入学定員は、平成20(2008)年度の380人から平成28(2016)年度には64人増員され444人となっています。(表9-1-3) ○ 平成28(2016)年度の診療報酬改定において、チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取組等による医療従事者の負担軽減等に向けた引き上げなどの対策が実施されています。 	<p>国において抜本的な対策が実施されることとともに、県としても、国と連携しながらできる限りの対策を実施していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学所在地の都道府県出身者が、臨床研修修了後、そのまま同じ都道府県で定着する割合が高いことから、地域による入学者は、原則として、地元出身者に限定することが必要です。 ○ 地域枠制度の学生が卒業することで、地域で勤務する医師が増加していくた
<p>(4) 地域医療支援センター等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県では、平成27(2015)年4月に地域医療支援センターを設置し、地域医療介護総合確保基金を活用して、ドクターパンク事業を始め、先進的医療技術の研修を実施する県内4大学病院等への支援、医師不足地域の病院に医師を派遣する病院への支援、知事が指定した医学生に対する修学資金の貸与、女性医師のキャリア継続支援などの医師確保対策を実施しています。 ○ 医師不足対策のため、卒業後、地域の医療機関で一定期間従事する条件で医学部に入学する地域枠の制度があり、本県では、平成29(2017)年度までに157名が入学しています。(表9-1-6) ○ 医師不足の問題は、臨床研修や診療報酬といった制度の設計者である国でなければ解決できない問題が多いた 	

め、適切なキャリア形成が確保できるよう、大学医学部や大学病院と十分連携して、就業義務年限や勤務地、診療科などを定めた地域枠医師のキャリア形成プログラムを作成する必要があります。

- 病院の勤務環境改善への取組や医療報酬体系の見直しを行なうとともに働きかけ的な対策を実施するよう国に働きかけています。
- 改善支援センターを設置し、愛知労働局が行う医療労務管理支援事業と一緒に、医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関を支援しています。

2 歯科医師

(1) 歯科医師法第6条第3項による届出状況

○ 本県を従業地としている歯科医師の届出数(平成30(2018)年12月31日現在)は、5,738人で前回調査の平成28(2016)年に比べ55人増加しています。(表9-1-1)

○ 人口10万対歯科医師数でみると76.1人となっています。また、医療圏別では、名古屋医療圏が多く96.4人、海部医療圏が44.2人と少ない状況になっています。(表9-1-2)

○ 海部、東三河北部医療圏では0～2人の町村があり、豊根村は従業歯科医師がいない状況です。また、西三河北部、東三河北部医療圏に無歯科医地区(令和元(2019)年10月現在)が22地区あります。

(2) 歯科医師の養成

○ 本県では1大学に歯学部が設置されており、令和2(2020)年度入学定員は125人となっています。(表9-1-3)

(1) 歯科医師法第6条第3項による届出状況

○ 本県を従業地としている歯科医師の届出数(平成28(2016)年12月31日現在)は、5,683人で前回調査の平成26年に比べ102人増加しています。(表9-1-1)

○ 人口10万対歯科医師数でみると75.7人となっています。また、医療圏別では、名古屋医療圏が多く96.7人、海部医療圏が43.5人と少ない状況になっています。(表9-1-2)

○ 県全体では、国が目標としてきた人口10万対50人確保を達成しており、全ての医療圏で50人を超えていますが、医師と同様に地域によつては低いなど偏在の問題があります。

○ 無歯科医地区等での歯科保健対策の充実強化を図るとともに、歯科医師の確保が課題です。

(2) 歯科医師の養成
○ 本県では1大学に歯学部が設置されており、平成28年度入学定員は125人となっています。(表9-1-3)

- 国においては、平成18年4月から、歯科医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力を身につけることを基本理念とした、臨床研修(1年)が必修化されました。
令和元(2019)年度研修は、募集定員226人に対して、研修者数96人です。
(表9-1-4)

2 薬剤師

- 国においては、平成18年4月から、歯科医師としての人格を涵養し、基本的な診療能力を身につけることを基本理念とした、臨床研修(1年)が必修化されました。
平成28年度研修は、募集定員212人に対して、研修者数115人です。(表9-1-4)
- 薬剤師
 - 薬剤師法第9条による、本県を従業地としている薬剤師の届出数は15,446人
(平成30(2018)年12月31日現在)で、人口10万対では全国平均を下回っています。
(表9-1-5)
 - 薬局従事者は9,639人で、届出者の約半数を占めています。(表9-1-5)
 - 患者本位の医薬分業を推進するためには、かかりつけ薬剤師の育成が必要です。
 - 平成17(2005)年度から金城学院大学及び愛知学院大学に薬学部が設置され、計4大学の入学定員は660人です。
(表9-1-6)
 - 薬局従事者は8,916人で、届出者の約半数を占めています。(表9-1-6)
 - 患者本位の医薬分業を推進するためには、かかりつけ薬剤師の育成が必要です。
 - 平成17(2005)年度から金城学院大学及び愛知学院大学に薬学部が設置され、計4大学の入学定員は660人です。
(表9-1-7)
- かかりつけ薬剤師を育成するためには、基本的な知識の習得とともにコミュニケーション能力の向上を図る研修を、地域の薬剤師会や薬業団体と連携しながら開催していく必要があります。
 - 患者に選択してもらえる薬剤師となるため、専門性を持つた薬剤師の養成が必要です。
- 平成18(2006)年度から薬学部が6年制教育課程に移行し、平成24(2012)年4月に初めて6年制薬剤師が誕生しています。
- かかりつけ薬剤師を育成するためには、基本的な知識の習得とともにコミュニケーション能力の向上を図る研修を、地域の薬剤師会や薬業団体と連携しながら開催していく必要があります。
 - 患者に選択してもらえる薬剤師となるため、専門性を持つた薬剤師の養成が必要です。
- 平成18(2006)年度から薬学部が6年制教育課程に移行し、平成24(2012)年4月に初めて6年制薬剤師が誕生しています。

【今後の方策】

(削除) ※「1 医師」創設による

【今後の方策】

- 医師確保においては、次の施策を実施するとともに、地域医療支援センター運営委員会等において新たな医師確保対策について検討します。

区分	県の施策
病院勤務医の過重労働を解消するための勤務環境の整備等	<ul style="list-style-type: none">・医師無料職業紹介事業（ドクターベンチ）の実施・病院が新たに創設する救急勤務医の休日・夜間の手当に対する補助・新生児集中治療室において新生児を見担当する医師の手当に対する補助・地域の中小産婦人科医療機関で、帝王切開を行った医師に対する補助・地域でお産をイメージする産科医等の分娩手当に対する補助・医療勤務環境改善支援センター事業の実施
医師不足地域や診療科の病院勤務医の養成・確保	<ul style="list-style-type: none">・医師派遣を行う病院が医師不足地域の病院に対し、医師を派遣することにより得られなくなつた利益相当分の補助・知事が指定した医療機関への勤務を償還免除要件とした修学資金の貸与・地域医療、精神医療等を担う医師の養成を目的とした講座の大学への設置の支援（名古屋大学医学部、名古屋市立大学医学部、愛知医科大学医学部、藤田保健衛生大学医学部）・地域医師のキャリア形成プログラムの作成及びその適用
女性医師の働きやすさ、職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・病院内保育所の運営費に対する補助・女性医師のキャリア継続を支援するために、女性医師のキャリア教育を推進すること、職場を離れた女性医師等の復職に対する支援、短時間勤務等を取り入れる医療機関への助成など、女性医師が育児をしながら働くことができる体制整備

- 国に対して、病院勤務医不足の問題の解決に向けた抜本的対策の実施を働きかけていきます。
- 医薬分業、在宅医療の進展等に伴い、地域の需要に即したかかりつけ薬剤師の確保と質の向上を目指します。

(新規)

(削除) ※「1 医師」創設による

- 医薬分業、在宅医療の進展等に伴い、地域の需要に即したかかりつけ薬剤師の確保と質の向上を目指します。
- 薬剤師を確保するために、結婚・育児等を理由に休業している薬剤師のうち勤務意欲のある方に対して研修会等を開催し、復職を支援します。

(県薬剤師会への委託)

表9-1-1 医科医師数の推移(平成28年末)

区 分	16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年	30年
本県医科医師数	4,961	4,978	5,189	5,363	5,550	5,581	5,633	5,738
本県人口10万対	69.0	68.1	70.1	72.4	74.7	75.7	76.1	76.5
全国人口10万対	74.6	76.1	77.9	79.3	80.4	81.8	82.4	83.0

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（平成20年度医師・薬剤師統計）（厚生労働省）

表9-1-1-1 医師数等の推移(毎年末)

区 分	16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年	30年
本県医師数	13,295	14,042	14,420	15,072	15,550	15,927	16,410	16,410
本県人口10万対	184.9	192.1	194.8	203.4	209.6	213.6	218.6	218.6
全国人口10万対	211.7	217.5	224.5	230.4	237.8	241.9	251.7	251.7
うち医療施設の従事者	12,377	13,574	14,206	14,712	15,065	15,595	15,595	15,595
本県人口10万対	174.9	180.7	183.4	191.7	198.7	202.1	207.7	207.7
全国人口10万対	201.0	206.3	212.9	219.0	226.5	233.6	240.1	240.1
病院の従事者	7,932	8,431	8,704	9,129	9,519	9,839	10,231	10,231
本県人口10万対	110.3	115.4	117.6	123.2	128.2	132.0	136.3	136.3
全国人口10万対	128.2	131.7	136.5	141.3	147.7	153.4	159.4	159.4
診療所の従事者	4,645	4,777	4,870	5,077	5,193	5,236	5,364	5,364
本県人口10万対	64.6	65.4	65.8	68.5	69.9	70.1	71.5	71.5
全国人口10万対	72.8	74.5	76.5	77.7	78.8	80.2	80.7	80.7
本県歯科医師数	4,961	4,978	5,189	5,363	5,550	5,581	5,683	5,683
本県人口10万対	69.0	68.1	70.1	72.4	74.7	74.9	75.7	75.7
全国人口10万対	74.6	76.1	77.9	79.3	80.4	81.8	82.4	82.4

資料：医師・歯科医師・薬剤師調査（平成28年度）（厚生労働省）

表9-1-2 医科医師・歯科医師従業地別届出数(平成30年末)

医 療 地	届出数	人口	医 療 地	届出数	人口	医 療 地	届出数	人口
名古屋・尾張中部	2,402	96.4	110万対うち医療施設の従事者	H30.10.1				
海 尾	145	41.2	2,294	2,491,179	327,030	142	942	7,227
尾張 東 部	381	80.4	378	473,648	515,980	68.6	1,231	292.3
尾張 西 部	354	68.6	347	515,980	527	733,547	527	6,788
尾張 北 部	531	72.4			61.9	387	941	1,411.3
知 多 半 島	61.9	37.9	625,483	625,483	61.9	37.9	1,849	1,761
西 三 河 北 部	300	61.4	296	488,756	428,343	61.2	1,127	926
西 三 河 中 部	262	61.2	259	428,343	443	64.1	72	1,182
西 三 河 南 部	450	64.1	450	702,128	702,128	35	1,215	590
東 二 河 南 部	35	54.074	35	54.074	35	54.074	35	530
愛 知 県	491	70.3	485	638,756	621,4	61.4	1,127	162.4
全 国	5,738	76.1	5,555	7,359,185	7,359,185	76.1	1,011,777	251.7
全 国	104,908	83.0	-	-	-	-	-	-

資料：平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

注：人口10万対の人口は、「あいちゃんの人口」を用いています。

表9-1-2 医科医師・歯科医師従業地別届出数(平成28年末)

医 療 地	届出数	人口	医 療 地	届出数	人口	医 療 地	届出数	人口
名古屋市立大学医学部	100人	108人	名古屋市立大学医学部	80人	92人	名古屋市立大学医学部	100人	112人
愛知医科大学医学部	105人	105人	愛知医科大学医学部	110人	110人	愛知医科大学医学部	110人	113人
藤田保健衛生大学医学部	-	380人	415人	422人	427人	427人	437人	437人
愛知学院大学医学部	128人	128人	128人	128人	128人	128人	125人	125人

資料：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

注：人口10万対の人口は、「あいちゃんの人口」を用いています。

表9-1-3 歯科医師設置状況

名 称	設置者	20年度	21年度	22・23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
名古屋大学医学部	国立大学法人	100人	108人	112人	112人	112人	112人	112人	112人
名古屋市立大学医学部	名古屋市立大学	80人	92人	95人	95人	95人	95人	95人	95人
愛知医科大学医学部	学校法人	100人	105人	105人	110人	110人	110人	110人	115人
藤田保健衛生大学医学部	学校法人	100人	110人	110人	110人	110人	110人	110人	120人
愛知学院大学医学部	学校法人	128人	128人	128人	128人	128人	128人	128人	125人

表9-1-4 歯科医師臨床研修の状況

歯科医師	
× 分	募集定員
平成21年度研修	185人
平成22年度研修	191人
平成23年度研修	195人
平成24年度研修	197人
平成25年度研修	200人
平成26年度研修	207人
平成27年度研修	209人
平成28年度研修	212人
平成29年度研修	216人
平成30年度研修	221人
合計	96人

採用実績は厚生労働省医政局歯科保健課調べ

表9-1-5 疾病不足のため診療制限している病院（平成29年6月末）

1 全体の概要

【単位：病院】

2次医療圏		医師不足のため診療制限している病院		
名古屋・尾張中部	22	/	132	(16.7%)
海部	3	/	11	(27.3%)
尾張東部	4	/	19	(21.1%)
尾張西部	3	/	20	(15.0%)
尾張北部	9	/	25	(36.0%)
知多半島	5	/	19	(26.3%)
西・河北部	4	/	18	(22.2%)
西・江南部東	3	/	15	(20.0%)
西・江南部西	5	/	23	(21.7%)
東三河北部	1	/	5	(20.0%)
東三河南部	6	/	36	(16.7%)
計	65	/	323	(20.1%)

2 主な診療科ごとの状況

診療科		病院数	
産婦人科	10	/	61 (16.4%)
小児科	12	/	120 (10.0%)
精神科	13	/	104 (12.5%)
内科	28	/	283 (9.9%)
整形外科	18	/	195 (9.2%)
外科	7	/	178 (3.9%)
麻酔科	7	/	111 (6.3%)

注) 診療制限している病院数／診療科医療施設数

表9-1-6 地域性医学生の入学者数の推移

	平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	名山医科大学	名古屋市立大学	愛知医科大学	岐阜保健専門大学												
合計	10人	19人	10人	10人	15人	15人	15人	15人	5人	5人	5人	5人	7人	5人	7人	3人

※入学者の内訳で次の、進学者の内訳は区域別(City)。

(削除)※「1 医師」創設による

(削除) ※「[医師]創設による

表9-1-7 地域枠医学生の卒業後の進路

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
臨床研修年数	5人	7人	11人
臨床研修年数	5人	7人	4人
後期研修地歴選択			1人

表9-1-5 在籍医師・准教授数の推移(毎年木)		
年	届出数	人口10万人対(令和)
平成18	12,059人	165.0 (197.6)
平成20	12,716人	171.8 (209.7)
平成22	13,202人	178.1 (215.9)
平成24	13,426人	180.8 (219.6)
平成26	14,056人	188.5 (226.7)
平成28	14,684人	195.6 (237.4)
平成30	15,416人	204.9 (216.2)
		9,639人 (3,368施設)
		3,014人

資料：医師・歯科医師・准教授調査(平成30年)は医師・歯科医師・准教授統計(厚生労働省)

注：葉局数は毎年度木(愛知県保健医療局調べ)

表9-1-6 従事事業部員数の推移(毎年木)		
年	届出数	人口10万人対(全額)
平成16	11,465人	159.4 (189.0)
平成18	12,039人	165.0 (197.6)
平成20	12,716人	171.8 (209.7)
平成22	13,202人	178.1 (215.9)
平成24	13,426人	180.8 (219.6)
平成26	14,056人	188.5 (226.7)
平成28	14,684人	195.6 (237.4)
		8,916人 (3,278施設)
		2,941人

注：葉局数は毎年度木(愛知県健康新聞部調べ)

表9-1-7 葉学部設置状況

名 称	設置者	所在地	所在地	修業年限	人学定員
名古屋市立大学葉学部	名古屋市立大学	名古屋市瑞穂区	名古屋市瑞穂区	4年	60人
名城大学葉学部	名城大学	名古屋市天白区	名古屋市天白区	6年	40人
金城学院大学葉学部	金城学院大学	名古屋市守山区	名古屋市守山区	6年	265人
愛知学院大学葉学部	愛知学院大学	名古屋市千種区	名古屋市千種区	6年	150人
資料：葉科大学(葉学部) 学科別一覧(文部科学省)					145人

○ 用語の解説

○ 地域医療支援センター

- 地域の地域偏在を解消するため、医療機関の関係者に対し、医師確保に関する相談に心じ、助言・アドバイスの援助を行うとともに、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師の形成支援と併せて医師不足病院の医療機関の支援を行う。
- 医療勤務環境改善支援センター
- 医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、勤務環境改善マネジメントシステム(PDCAサイクル)を活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行ったための仕組みの導入を支援するなど、医療勤務環境の改善に取り組む医療機関の支援を行う。

○ 新たな専門医制度

- 内科、外科などの各専門領域の学会の方針に基き認定される専門医制度を改め、新たに設立された日本専門医研修制度において、専門医の質の向上を図る制度。
- 医師臨床研修制度
- 診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行ないものを除く)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければなりません。

○ かかりつけ薬剤師

- 医師と連携し、患者の服薬状況を一元的に把握した上で服薬指導等を行いう、患者自身が選択した信頼できる薬剤師のことです。

○ 用語の解説

○ 臨床医師臨床研修制度

- 症例に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行ないものを除く)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければなりません。

○ かかりつけ薬剤師

- 医師と連携し、患者の服薬状況を一元的に把握した上で服薬指導等を行いう、患者自身が選択した信頼できる薬剤師のことです。

○ 用語の解説

○ 地域医療支援センター

- 地域の地域偏在を解消するため、医療機関の関係者に対し、医師確保に関する相談に心じ、助言・アドバイスの援助を行うとともに、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師の形成支援と併せて医師不足病院の医療機関の支援を行う。
- 医療勤務環境改善支援センター
- 医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図るため、勤務環境改善マネジメントシステム(PDCAサイクル)を活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行ったための仕組みの導入を支援するなど、医療勤務環境の改善に取り組む医療機関の支援を行う。

○ 新たな専門医制度

- 内科、外科などの各専門領域の学会の方針に基き認定される専門医制度を置く大学に附属する病院(歯科医業を行ないものを除く)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、専門医の質の向上を図る制度。
- 医師臨床研修制度
- 診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行ないものを除く)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければなりません。

○ 用語の解説

○ 臨床医師臨床研修制度

- 症例に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(歯科医業を行ないものを除く)又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければなりません。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新		旧	
【現状と課題】		【現状と課題】	
課題	現状	課題	現状
3 看護職員の状況	2 看護職員の状況	2 看護職員の状況	1 就業看護職員の状況
1 看護職員の状況	1 看護職員の状況	1 看護職員の状況	1 看護職員の状況
<p>○ 平成30(2018年)に実施した「看護業務従事者届」の状況では、届出数(実人員)は79,846人で、前回(平成28(2016)年)の77,538人から2,308人(3.0%)増加しています。(表9-2-2)</p> <p>○ 職種別では、看護師が3,002人(5.1%)、助産師が16人(0.7%)、保健師が173人(6.8%)それぞれ増加しましたが、准看護師は883人減少(6.1%)しています。</p> <p>○ 看護職員を安定的に確保する上で、新卒就業者数が最も重要な位置を占めるため、県立の看護専門学校等での養成を継続することで、看護職を目指す者が希望どおり看護職に就けるよう支援していく必要があります。</p> <p>また、就業場所としては、病院と診療所が合わせて81.1%で、介護保険関係施設は7.2%となっています。</p> <p>職種別にみると、保健師は67.5%が公的機関である保健所、市町村に勤務しています。</p> <p>○ 看護職員の就業先は、介護保険施設、訪問看護ステーション等にも広がっています。</p> <p>また、少子化の進行に伴い看護職への志望者数の動向にも留意する必要があります。</p> <p>○ 医療の高度化や在宅医療の推進、介護老人保健施設などの介護保険関係サービスのニーズの増加が予想されるため、より一層、看護職員の必要職員数を確保していく必要があります。</p> <p>特に、訪問看護についてとは、地域包括ケアシステム</p>	<p>○ 平成28(2016)年に実施した「看護業務従事者届」の状況では、届出数(実人員)は77,538人で、前回(平成26(2014)年)の73,551人から3,987人(5.4%)増加しています。(表9-2-2)</p> <p>○ 職種別では、看護師が4,374人(8.1%)、助産師が174人(8.5%)、保健師が212人(9.1%)それぞれ増加しましたが、准看護師は773人減少(5.1%)しています。</p> <p>また、就業場所としては、病院と診療所が合わせて81.9%で、介護保険関係施設は7.0%となっています。</p> <p>職種別にみると、保健師は67.5%が公的機関である保健所、市町村に勤務しています。</p> <p>○ 看護職員の就業先は、介護保険施設、訪問看護ステーション等にも広がっています。</p> <p>また、少子化の進行に伴い看護職への志望者数の動向にも留意する必要があります。</p> <p>○ 医療の高度化や在宅医療の推進、介護老人保健施設などの介護保険関係サービスのニーズの増加が予想されるため、より一層、看護職員の必要職員数を確保していく必要があります。</p> <p>特に、訪問看護についてとは、地域包括ケアシステム</p>	<p>○ 看護業務従事者は年々増加していますが、引き続き計画的なかつ安定的な確保を図る必要があります。また、少子高齢化の更なる進行や医療の高度化などにより、患者のニーズに応じたより質の高い看護が求められています。</p> <p>○ 看護職員を安定的に確保する上で、新卒就業者数が最も重要な位置を占めるため、県立の看護専門学校等での養成を継続することで、看護職を目指す者が希望どおり看護職に就けるよう支援していく必要があります。</p> <p>また、就業場所としては、病院と診療所が合わせて81.9%で、介護保険関係施設は7.0%となっています。</p> <p>職種別にみると、保健師は67.5%が公的機関である保健所、市町村に勤務しています。</p> <p>○ 看護職員の就業先は、介護保険施設、訪問看護ステーション等にも広がっています。</p> <p>また、少子化の進行に伴い看護職への志望者数の動向にも留意する必要があります。</p> <p>○ 医療の高度化や在宅医療の推進、介護老人保健施設などの介護保険関係サービスのニーズの増加が予想されるため、より一層、看護職員の必要職員数を確保していく必要があります。</p> <p>特に、訪問看護についてとは、地域包括ケアシステム</p>	<p>○ 看護業務従事者は年々増加していますが、引き続き計画的なかつ安定的な確保を図る必要があります。また、少子高齢化の更なる進行や医療の高度化などにより、患者のニーズに応じたより質の高い看護が求められています。</p> <p>○ 看護職員を安定的に確保する上で、新卒就業者数が最も重要な位置を占めるため、県立の看護専門学校等での養成を継続することで、看護職を目指す者が希望どおり看護職に就けるよう支援していく必要があります。</p> <p>また、就業場所としては、病院と診療所が合わせて81.9%で、介護保険関係施設は7.0%となっています。</p> <p>職種別にみると、保健師は67.5%が公的機関である保健所、市町村に勤務しています。</p> <p>○ 看護職員の就業先は、介護保険施設、訪問看護ステーション等にも広がっています。</p> <p>また、少子化の進行に伴い看護職への志望者数の動向にも留意する必要があります。</p> <p>○ 医療の高度化や在宅医療の推進、介護老人保健施設などの介護保険関係サービスのニーズの増加が予想されるため、より一層、看護職員の必要職員数を確保していく必要があります。</p> <p>特に、訪問看護についてとは、地域包括ケアシステム</p>

の構築を進めるためには、職員の確保及び資質の向上がますます必要とされます。

- 2 看護職員需給推計
- 合和元（2019）年 11月に令和7（2025）年における看護職員の需給推計を策定しましたが、それによると、6,419人～13,403人の看護職員の不足が見込まれています。（表9・2-1）
(削除)
- 少子化の進行や高学歴化などの影響により新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後、必要な看護職員数を確保していくためには、離職防止や再就業の促進等の取組をより一層実施していく必要があります。
- 平成22(2010)年12月に策定した「第7次看護職員需給見通し」（常勤換算によると、看護職員の充足率は、平成23(2011)年の94.0%から、平成27(2015)年には98.9%と年々向上しています。（表9・2-1）
- 2025年に向けた平成30(2018)年基以降の「第8次看護職員需給見通し」は、全国的な推計方法を用いて平成30(2018)年度に策定する予定です。
- 2 看護職員需給見通し
- 少子化の進行や高学歴化などの影響により新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後、必要な看護職員数を確保していくためには、離職防止や再就業の促進等の取組をより一層実施していく必要があります。（新規）
- 今後も、この需給見通しを踏まえて各種の看護対策事業を推進していきます。
- 保健医療や医療従事者を取り巻く環境は刻々と変化するため、それに応じて看護教育内容の向上に継続的に取り組んでいく必要があります。
- 2年課程通信制について、平成30(2018)年度から通信制課程の入学・入所資格である准看護師としての就業経験年数が短縮されたため、7年以上看護業務に從事する職員の資質向上策の一つとして、准看護師が看護師資格を得たための教育を推進するため、「2年課程通信制」が平成16(2004)年から制度化され、本県では、入学定員250人の養成所が1校あります。平成28(2016)年度の
- 3 看護職員養成状況
- 看護師等学校養成所の入学定員の状況をみると、看護師養成定員は横ばい傾向に向っております。学校の種類別では、大学での養成が増加し、養成所での養成は減少傾向にあります。
- 今後も、看護師養成定員は同様に推移しますが、准看護師養成定員は減少傾向にあるものと見込んでいます。（表9・2-3）
- 保健医療や医療従事者を取り巻く環境の変化に伴い、看護基礎教育の内容が見直され、新しいカリキュラムが令和4(2022)年度(2023)年課程は令和5(2023)年（度）から適用されます。看護師等養成所が効果的なカリキュラムを作成できるよう技術的助言を継続して行う必要があります。
- また、看護職員の資質向上策の一つとして、准看護師が看護師資格を得たための教育を推進するため、「2年課程通信制」が平成16(2004)年から制度化され、本県では、入学定員250人の養成所が1校あります。平成31(2019)年度の
- 3 看護職員養成状況
- 看護師等学校養成所の入学定員の状況をみると、看護師養成定員は減少傾向になつております。学校の種類別では、大学での養成が増加し、養成所での養成は減少傾向にあります。
- 今後は、看護師養成定員は同様に推移しますが、准看護師養成定員は減少傾向にあるものと見込んでいます。（表9・2-3）
- 看護師等学校養成所の入学定員は増加傾向、准看護師養成定員は減少傾向になつております。学校の種類別では、大学での養成が増加し、養成所での養成は減少傾向にあります。
- 今後は、看護師養成定員は同様に推移しますが、准看護師養成定員は減少傾向にあるものと見込んでいます。（表9・2-3）

卒業生は270人、国家試験合格者は194人となっています。

事している准看護師数の動向に留意していきます。

卒業生は264人、国家試験合格者は221人となっています。

- 4 看護職員の離職防止
○ 平成31(2019)年度に日本看護協会が実施した「2019年病院看護実態調査」の状況では、愛知県の常勤看護職員の離職率は12.0%、新卒採用者の離職率は7.3%となっています。

- 常勤看護職員の離職率が全国(10.7%)と比較して高いため、離職率を低下させるための対策を行う必要があります。
- 新人看護職員の早期離職防止や院内教育の充実を図るために新入看護職員研修や中小病院での出張研修を引き続き進めしていく必要があります。

- 4 看護職員の離職防止
○ 平成28(2016)年度に日本看護協会が実施した「2016年病院看護実態調査」の状況では、愛知県の常勤看護職員の離職率は12.0%、新卒採用者の離職率は5.9%となっています。

- 常勤看護職員の離職率が全国(10.9%)と比較して高いため、離職率を低下させるための対策を行う必要があります。
- 新人看護職員の早期離職防止や院内教育の充実を図るために新入看護職員研修や中小病院での出張研修を引き続き進めていく必要があります。

5 看護職員の就業支援

- 5 看護職員の就業支援
○ ナースセンターでは、平成27(2015)年度から相談員の増員や名駅支所の開設、ハローワークとの連携強化に取組んでおり、平成31(2019)年度の求人登録数は13,087件、求職登録者数は1,375人となっています。(表9-2-4)
- 出産等のために就業先を長期間離れていた場合、必要な知識や技術を習得を感じて、再就業をためらう看護職員がいます。
- 再就業に必要な知識や技術を習得させ就業を促進するため、看護職力ムバック研修を実施しています。その受講生の就業率は平成31(2019)年度は53.0%でした。(表9-2-5)

- ナースセンターでは、平成27(2015)年度から相談員の増員や名駅支所の開設、ハローワークとの連携強化に取組んでおり、平成28(2016)年度の求人登録数は10,310件、求職登録者数は1,220人となっています。(表9-2-4)
- 出産等のために就業先を長期間離れていた場合、必要な知識や技術を習得を感じて、再就業をためらう看護職員がいます。
- 再就業を促進するため、看護職力ムバック研修を実施しています。その受講生の就業率は平成28(2016)年度は47.7%でした。(表9-2-5)

6 看護職員の継続教育

- 6 看護職員の継続教育
○ 看護職員の継続教育を推進するための拠点として、平成15(2003)年度から「愛知県看護研修センター」を設置し、看護教員等指導者の養成や施設内教育等の支援、再就業希望者のための実務
- 医療の高度化、専門分化や在宅医療の多様化など保健医療をとりまく環境が変化する中で、看護職員には、より高度な専門知識及び専

<p>研修などの事業を実施しています。</p> <p>○ 平成31(2019)年度は、11種類の研修事業を延37回開催し、合計647人の受講者がありました。(表9-2-6)</p>	<p>門技術の習得が求められており、看護職員への継続教育の充実がますます重要となります。</p> <p>また、看護基礎教育を推進する上で看護教員リーダーを養成するたために、教務主任養成講習会を平成30(2018)年度開講を目標としています。</p>	<p>○ 医療の高度化、専門分化に伴い、看護現場においては、特定の看護分野において、水準の高い看護を提供できる認定看護師がますます必要とされていることから、更に認定看護師の育成を目指します。</p>	<p>○ 医療の高度化、専門分化に伴い、看護現場においては、特定の看護分野において、水準の高い看護を提供できる認定看護師がますます必要とされていることから、更に認定看護師の育成を目指します。</p>	<p>○ 県内では、特定行為研修機関が2つであり、修了者が26人(平成28(2016)年度末時点)と限られていることから、今後も特定行為研修の修了者の確保に努めます。</p>	<p>○ 県内では、愛知県看護協会及び愛知県立大学が、日本看護協会から認定看護師教育機関として認定を受けている愛知県看護協会では、「脳卒中リハビリテーション看護」、「嚥下障害看護」、「訪問看護」の分野の認定看護師が、愛知県立大学では、「がん化学療法看護」、「がん性疼痛看護」の分野の認定看護師が育成されています。</p> <p>○ 在宅医療等の推進を図っていくためには、看護師が医師又は歯科医師の判断を待たず、手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成・確保していく必要があります。</p> <p>○ 在宅医療等の推進を図っていくためには、看護師が医師又は歯科医師の判断を待たず、手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成・確保していく必要があります。</p>

生労働大臣から特定行為研修機関の指定を受けておりまます。

から特定行為研修機関の指定を受けておりまます。

【今後の方策】

(1) 量的な確保

- 県立大学看護学部及び県立看護専門学校において、引き続き資質の高い看護職員の養成に努めます。
- 看護師等養成所の定期的な運営指導などにより、養成所の適正な運営の維持・向上及び新卒就業者数の確保に努めます。
- 看護技術に不安のある新人看護職員の離職を防止するため、新人看護職員研修の助成や研修体制の整わない病院（主に中小病院）等に対し、出張研修を実施します。
- 看護職員の離職防止・復職支援のため、病院内保育の充実、勤務環境の改善を支援します。
- ナースセンターにおける就業促進事業の充実に努めます。

(2) 質の向上

- 社会的に有為な看護師を育成するため、看護師等養成所における基礎教育の充実に努めます。
- 研修体制の整わない病院等の看護職員の資質の向上に努めます。
- 認定看護師及び特定行為研修の修了者など高度な看護実践能力を有する人材の養成・確保に努めます。
- 訪問看護職員については、「訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互研修」や「新人職員の同行研修」への支援など、資質向上の支援及び職員の確保をしていきます。

(3) 普及啓発等

- 看護職への志望者数の動向に留意するとともに、看護対策の基盤として引き続き「看護の心」の普及啓発に努めます。

【今後の方策】

(1) 量的な確保

- 県立大学看護学部及び県立看護専門学校において、引き続き資質の高い看護職員の養成に努めます。
- 看護師等養成所の定期的な運営指導などにより、養成所の適正な運営の維持・向上及び新卒就業者数の確保に努めます。
- 看護技術に不安のある新人看護職員の離職を防止するため、新人看護職員研修の助成や研修体制の整わない病院（主に中小病院）等に対し、出張研修を実施します。
- 看護職員の離職防止・復職支援のため、病院内保育の充実、勤務環境の改善を支援します。
- ナースセンターにおける就業促進事業の充実に努めます。

(2) 質の向上

- 社会的に有為な看護師を育成するため、看護師等養成所における基礎教育の充実に努めます。
- 研修体制の整わない病院等の看護職員の資質の向上に努めます。
- 認定看護師及び特定行為研修の修了者など高度な看護実践能力を有する人材の養成・確保に努めます。
- 訪問看護職員については、「訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互研修」や「新人職員の同行研修」への支援など、資質向上の支援及び職員の確保をしていきます。

(3) 普及啓発等

- 看護職への志望者数の動向に留意するとともに、看護対策の基盤として引き続き「看護の心」の普及啓発に努めます。

表9-2-1 愛知県看護職員需給見通し(平成22年12月策定)(常勤換算)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
需 要 数	69,327人	70,767人	72,072人	73,321人	74,657人
供 給 数	65,147人	67,224人	69,428人	71,734人	73,870人
充 足 率	94.0%	95.0%	96.3%	97.8%	98.9%

※ 需要比率について次の3つの中より選択肢を1つに譲り、複数選択肢がある場合は複数選択肢を1つに譲る。前回の状況

シナリオ①：1ヶ月における超過勤務時間が10時間以内、1年あたりの有給休暇取得5日以上

シナリオ②：1ヶ月における超過勤務時間が10時間以内、1年あたりの有給休暇取得10日以上

シナリオ③：1ヶ月における超過勤務時間なし、1年あたりの有給休暇取得20日以上

表9-2-2 年度別看護業務従事者数の実況(平成30年12月末現在)(実人員)

区分	病院	診療所	介護保険施設	訪問看護ステーション	その他	計	前回の状況
看護師	41,729	10,235	3,507	473	3,333	2,112	61,389
准看護師	4,621	5,988	2,046	44	421	320	13,490
助産師	1,323	611	0	72	1	234	2,225
保健師	191	62	106	1,789	20	555	2,726
構成比	59.9%	21.2%	7.2%	3.0%	4.7%	4.0%	100.0%

表9-2-3 看護師等学校養成所の入学者数の推移(人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
看護師養成	3,127	3,129	3,189	3,384	3,554
准看護師養成	320	320	320	320	320
保健師・助産師養成	175	160	160	160	175
計	3,622	3,609	3,669	3,864	4,049

※保健師は、他に大学及び専修カレッジでの養成あり
助産師は、他に大学院及び大学での養成あり

表9-2-4 看護師等学校養成所の登録登録者数の推移(人)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
求人登録数(件)	8,419	9,492	10,310	10,929	11,126	13,087
求職者数(人)	2,493	2,701	3,414	3,667	3,720	3,923
就職者数(人)②	692	853	1,220	1,304	1,328	1,375
就職率(%)②/①	27.3	31.6	35.7	35.6	35.7	35.0

表9-2-5 看護師カムバック研修の受講状況

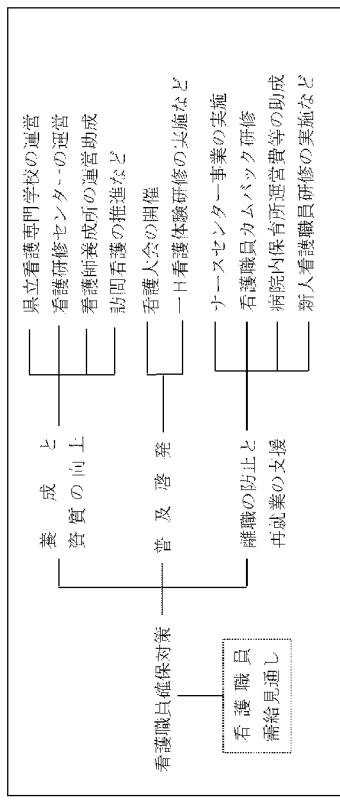
区分	28年度	29年度	30年度	31年度
専任教員養成講習会	1年×1回	29	37	—
義務主任養成講習会	※平成31～11月	—	17	35
臨地実習指導者講習会	9月×1回	—	—	—
臨地実習指導者講習会(特定分野)	8月×2回	128	126	128
看護師カムバック研修	10月×2回	58	70	64
その他(研修会)	延34回	237	207	200
計	延37回	264	242	223

※平成30年度は、義務主任養成講習会を開催したため、専任教員養成講習会を開講せざ。

表9-2-6 介助動作センタにおける事業実績状況(人)

区分	開催状況	受講者数
専任教員養成講習会	1年×1回	29
義務主任養成講習会	—	—
臨地実習指導者講習会	8月×2回	128
看護師カムバック研修	10月×2回	58
その他(研修会)	延34回	237
計	延37回	264

【看護対策の体系図】



【体系図の説明】

- 看護対策を推進していく上での基本指標となるのが「看護職員需給推計」であり、今後この需給推計を踏まえて各種事業を推進していきます。
- 看護職員確保対策は大きく3つに分かれ、まず、「養成と資質の向上」として、資質の高い看護職員の養成や現任職員の研修事業などを実施していきます。
- また、「普及啓発」として、県民の看護に対する関心を高めるために、看護大会や一日看護研修などの事業を実施していきます。
- 「離職の防止と再就業の支援」として、看護職の求人・求職活動への支援や新人看護職員研修及び病院内保育所への助成などを実施していきます。

用語の解説

○ 看護職員需給見通し

今後の看護政策の方向を検討するための基礎資料。厚生労働省の統一的な策定方針に沿って各都道府県が算定したもの。平成25年に策定した第7回看護職員需給見通しでは、全国実現の医療需要を踏まえた推計の方法で集計しています。

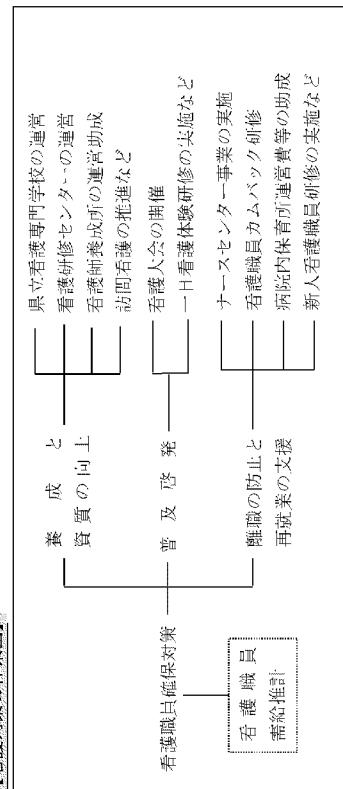
○ 認定看護師

必要な教育課程を修了し、日本看護協会の認定看護師認定審査により、特定看護師として認定された看護技術と知識を有することを認められた者です。特定されている認定看護師は平成28(2016)年1月現在、救急看護、皮膚・排泄ケア、集中ケア、緩和ケア、がん性疼痛看護、がん化学療法看護、感染管理、糖尿病看護、小児救急看護、認知症看護、脳卒中リハビリテーション看護、慢性呼吸器疾患看護、慢性心不全看護の21分野です。

○ 特定行為研修

診療の補助であって、看護師が手順書(医師が看護師に診療補助を行わせるのに指示として作成する文書等)又は経鼻用気管チューブの位置の調整、「インスリンの投与量の調整」等3・8の特定行為を行う場合に特に必要とされる「実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能」の向上のための研修です。この研修は、厚生労働大臣から指定を受けた指定研修機関において、特定行為区分ごとに受講する必要があります。

【看護対策の体系図】



【体系図の説明】

- 看護対策を推進していく上での基本指標となるのが「看護職員需給見通し」であり、今後もこの需給見通しを踏まえて各種事業を推進していきます。
- 看護職員確保対策は大きく3つに分かれ、まず、「養成と資質の向上」として、資質の高い看護職員の養成や現任職員の研修事業などを実施していきます。
- また、「普及啓発」として、県民の看護に対する関心を高めるために、看護大会や一日看護研修などの事業を実施していきます。
- 「離職の防止と再就業の支援」として、看護職の求人・求職活動への支援や新人看護職員研修及び病院内保育所への助成などを実施していきます。

用語の解説

○ 看護職員需給見通し

今後の看護政策の方向を検討するための基礎資料。厚生労働省の統一的な策定方針に沿って各都道府県が算定したるもの。

○ 認定看護師
認定看護師課程を修了し、日本看護協会の認定看護師認定審査により、特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を有することを認められた者です。集中ケア、緩和ケア、がん性疼痛看護、がん化学療法看護、感染管理、糖尿病看護、小児救急看護、認知症看護、手術看護、訪問看護、乳がん看護、がん放熱療法看護、慢性呼吸器疾患看護、慢性心不全看護の21分野です。

○ 特定行為研修

診療の補助であって、看護師が手順書(医師が看護師に診療補助を行わせるのに指示として作成する文書等)又は経鼻用気管チューブの位置の調整、「インスリンの投与量の調整」等3・8の特定行為を行う場合に特に必要とされる「実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能」の向上のための研修です。この研修は、厚生労働大臣から指定を受けた指定研修機関において、特定行為区分ごとに受講する必要があります。

愛知県地域保健医療計画 中間見直し 新旧対照表

*図・表の修正は煩雑になるためタイルに下線・マーカーをしています

新		旧	
4 【現状と課題】		3 【現状と課題】	
	課題	課題	課題
1	<p>理学療法士、作業療法士、その他</p> <p>○ 厚生労働省の<u>平成29年医療施設静態調査</u>によれば、本県の病院に勤務している理学療法士は常勤換算で<u>3,603人</u>(人口10万對47.9人、全国平均<u>61.9人</u>)、作業療法士は<u>1,980人</u>(人口10万對<u>26.3人</u>、全国平均<u>35.6人</u>)となっています。</p> <p>○ 県内には、令和2(2020)年4月1日現在、理学療法士の養成施設が<u>18施設</u>(入学定員<u>965人</u>)、作業療法士が<u>13施設</u>(入学定員<u>465人</u>)あります。</p>	<p>3 理学療法士、作業療法士、その他</p> <p>【現状と課題】</p> <p>現状</p> <p>課題</p>	<p>理学療法士、作業療法士</p> <p>○ 厚生労働省の<u>平成28年病院報告</u>によれば、本県の病院に勤務している理学療法士は常勤換算で<u>3,425.8人</u>(人口10万對<u>45.6人</u>、全国平均<u>58.5人</u>)、作業療法士は<u>1,898.2人</u>(人口10万對<u>25.3人</u>、全国平均<u>34.6人</u>)となっています。</p> <p>○ 県内には、<u>平成29(2017)年4月1日</u>現在、理学療法士の養成施設が<u>18施設</u>(入学定員<u>950人</u>)、作業療法士が<u>13施設</u>(入学定員<u>480人</u>)あります。</p>
2	<p>歯科衛生士、歯科技工士</p> <p>○ <u>平成28年度衛生行政報告例(厚生労働省)</u>によると、<u>平成28(2016)年末現在</u>、本県に就業している歯科衛生士は<u>5,675人</u>(人口10万對<u>75.6人</u>、全国平均<u>97.6人</u>)で、このうち<u>95.5%</u>が病院、診療所に勤務しています。</p> <p>○ 歯科技工士は<u>1,562人</u>(人口10万對<u>20.8人</u>、全国平均<u>27.3人</u>)で、主な就業先は歯科技工所が<u>80.2%</u>、病院・歯科診療所が<u>19.4%</u>となっています。</p> <p>○ 県内には、<u>平成29(2017)年4月1日</u>現在、歯科衛生士の養成施設は<u>10施設</u>(入学定員<u>562人</u>)あります。歯科技工士の養成施設は<u>3施設</u>(入学定員<u>105人</u>)ありますが、入学定員に対する充足率が<u>73.3%</u>と定員割れをしている状況です。</p>	<p>2 歯科衛生士、歯科技工士</p> <p>○ <u>平成30年度衛生行政報告例(厚生労働省)</u>によると、<u>平成30(2018)年末現在</u>、本県に就業している歯科衛生士は<u>6,682人</u>(人口10万對<u>88.7人</u>、全国平均<u>104.9人</u>)で、このうち<u>95.2%</u>が病院、診療所に勤務しています。</p> <p>○ 歯科技工士は<u>1,699人</u>(人口10万對<u>22.1人</u>、全国平均<u>27.3人</u>)で、主な就業先は歯科技工所が<u>80.2%</u>、病院・歯科診療所が<u>18.8%</u>となっています。</p> <p>○ 県内には、令和2(2020)年4月1日現在、歯科衛生士の養成施設は<u>11施設</u>(入学定員<u>652人</u>)あります。歯科技工士の養成施設は<u>3施設</u>(入学定員<u>105人</u>)ありますが、入学定員に対する充足率が<u>73.3%</u>と定員割れをしている状況です。</p>	<p>2 歯科衛生士、歯科技工士</p> <p>○ 社会構造や医療ニーズの変化等に伴い、歯科衛生士の担う業務が多様化、高度化してきており、資質の向上と人材の確保が求められています。</p> <p>○ 歯科衛生士の確保のため、早期離職の防止と未就労歯科衛生士の復職を支援する必要があります。</p> <p>○ 歯科衛生士は、全国的に人手不足の傾向が続く中、人材の確保が課題となっています。</p>
3	<p>診療放射線技師等</p>	<p>3 診療放射線技師等</p>	<p>○ 歯科技工士は、全国的に人手不足の傾向が続く中、人材の確保が課題となっています。</p>

- 上記以外に保健医療関係の資格制度として、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学校士、あん摩マッサージ指圧師等があります。(表 9-3-1)

- 上記以外に保健医療士、言語聴覚士、義肢装具士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学校士、あん摩マッサージ指圧師等があります。 (表 9-3-1)

【今後の方策】

- 医師や看護師を含めた保健医療従事者が、緊密な連携を保ち、患者に適切な医療を提供する「チーム医療」に対応できるよう、資質の高い保健医療従事者の養成を推進します。

表9-4-1 病院の従事者状況（毎年10月1日時点）

職種	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
理学療法士	1,488.4	1,616.2	1,830.6	1,977.8	2,214.1	2,450.3	2,651.7
作業療法士	797.4	900.5	983.6	1,116.3	1,257.2	1,318.3	1,476.4
視能訓練士	146.2	158.9	180.0	197.1	214.6	230.6	
言語聴覚士	299.4	352.5	427.9	500.6	531.4	595.9	
義肢装具士	4.7	4.8	4.5	4.6	4.5	4.6	6.6
歯科衛生士	216.6	225.8	236.5	237.5	246.8	257.5	246.8
歯科技工士	37.0	41.0	39.0	38.0	36.4	36.4	36.2
診療放射線技師	1,751.9	1,850.7	1,891.2	1,918.1	1,978.7	2,016.1	
診療エックス線技師	5.4	7.1	6.3	4.3	4.1	4.2	4.2
臨床検査技師	2,320.1	2,330.9	2,354.2	2,434.7	2,456.4	2,526.6	
臨床工学校士	491.0	535.2	592.5	617.8	676.5	699	735.2
あん摩マッサージ指圧師	138.6	118.8	120.6	103.7	89.1	77.2	66.2

表9-3-1 病院の従事者状況（毎年10月1日時点）

職種	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
理学療法士	1,488.4	1,616.2	1,830.6	1,977.8	2,214.1	2,450.3	2,651.7
作業療法士	797.4	900.5	983.6	1,116.3	1,257.2	1,318.3	1,476.4
視能訓練士	146.2	158.9	180.0	197.1	214.6	230.6	
言語聴覚士	299.4	352.5	427.9	500.6	531.4	595.9	
義肢装具士	4.7	4.8	4.5	4.6	4.5	4.6	6.6
歯科衛生士	216.6	225.8	236.5	237.1	246.8	257.5	246.8
歯科技工士	37.0	41.0	39.0	38.0	36.4	36.4	36.2
診療放射線技師	1,751.9	1,850.7	1,891.2	1,918.1	1,978.7	2,016.1	
診療エックス線技師	5.4	7.1	6.3	4.3	4.1	4.2	4.2
臨床検査技師	2,320.1	2,330.9	2,354.2	2,434.7	2,456.4	2,526.6	
臨床工学校士	491.0	535.2	592.5	617.8	676.5	699	735.2
あん摩マッサージ指圧師	138.6	118.8	120.6	103.7	89.1	77.2	66.2

職種	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	木更津成鶴設	平成26年	平成27年	平成28年	木更津成鶴設
理学療法士	2,889	3,098.9	3,251.1	3,425.8	3603.1	18施設 定員965人	2,889	3,098.9	3,251.1	3,425.8
作業療法士	1,563.7	1,690.8	1,762	1,898.2	1980.4	13 465	1,563.7	1,690.8	1,762	1,898.2
視能訓練士	240.1	241	257.4	267.8	271.7	2 60	240.1	241	257.4	267.8
言語聴覚士	633.1	749	797.9	828.6	855.5	200	643.9	693.1	749	797.9
義肢装具士	4.6	6.5	5.4	4.4	3.8	1 30	4.6	6.5	5.4	4.4
歯科衛生士	257.1	272.1	289.7	299.6	287.6	11 652	257.1	272.1	289.7	299.6
歯科技工士	33.1	34.1	35.1	33.1	31.2	3 195	33.1	34.1	35.1	33.1
診療放射線技師	2,102.6	2,159.9	2,204.9	2,280.1	2,323.6	3 210	2,102.6	2,159.9	2,204.9	2,280.1
診療エックス線技師	4.1	3.1	3.2	3.2	1.1	-	4.1	3.1	3.2	3.2
臨床検査技師	2,602.7	2,613.7	2,642.8	2,705.7	2,719.5	-	2,602.7	2,613.7	2,642.8	2,705.7
臨床工学校士	797.1	849.7	909.7	958	1012.2	4 170	797.1	849.7	909.7	958
あん摩マッサージ指圧師	63.5	52.5	52.1	47	38	4 116	63.5	52.5	52.1	47

資料：医療施設調査（厚生労働省） 単位：人（常勤換算）
但し、養成施設については愛知県保健医療局調べ（令和2年4月1日現在）

資料：病院報告（厚生労働省） 単位：人（常勤換算）
但し、養成施設については愛知県健康福祉部調べ（平成29年4月1日現在）

【今後の方策】

- 医師や看護師を含めた保健医療従事者が、緊密な連携を保ち、患者に適切な医療を提供する「チーム医療」に対応できるよう、資質の高い保健医療従事者の養成を推進します。